

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	屋久島町

屋久島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 屋久島町役場 産業振興課
所 在 地 屋久島町小瀬田 849 番地 20
電 話 番 号 0997-43-5900
F A X 番 号 0997-43-5905
メールアドレス o-syokou02@town.yakushima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・サル・タヌキ・カラス・ヒヨドリ・ノヤギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鹿児島県屋久島町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	いも類 (バレイショ)	910千円 0.25ha
	果樹 (ぼんかん・たんかん・パッション)	20,309千円 14.59ha
計		21,219千円 14.84ha
シカ	水稻	415千円 0.50ha
	果樹 (ぼんかん・たんかん)	6,039千円 4.40ha
	その他 (ヤマイモ)	777千円 0.20ha
計		7,231千円 5.10ha
タヌキ	果樹 (ぼんかん・たんかん)	1,234千円 0.90ha
計		1,234千円 0.90ha
ヒヨドリ	果樹 (ぼんかん・たんかん)	48,183千円 34.60ha
	いも類 (バレイショ)	10,410千円 2.86ha
計		58,593千円 37.46ha
カラス	果樹 (ぼんかん・たんかん)	1,353千円 1.00ha
計		1,353千円 1.00ha
ノヤギ	飼料作物 (牧草)	894千円 4.14ha
計		894千円 4.14ha
合計		90,524千円 63.44ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①サル

島内全域において、耕作地での目撃情報が増加傾向であり、収穫時期の果樹類（ぼんかん・たんかん等）やいも類（バレイショ）に食害が発生している。

また、住宅地や観光施設等の生活圏で目撃情報も増加しており、通行人への威嚇等の人的被害が発生している。

②シカ

生活圏や耕作地周辺での目撃情報は減少傾向にあるものの、果樹類（ぼんかん・たんかん等）の幼木の新葉や成木の樹皮等に食害が発生している。

水稲については、生育期において食害が発生している。

畜産については、飼料作物の食害やシカに寄生するヒルやダニによる被害も発生している。

また、貴重な自然植生等の被害も顕著になり、国立公園内では希少生物等への被害も危惧される状況にある。

③タヌキ

生活圏等での目撃情報は増加傾向にあり、町内全域で生息が確認されている。収穫時期の果樹類（ぼんかん・たんかん）や家庭菜園等での食害やビニルハウスのマイカー線を食いちぎる等の被害が多発している。

移入動物であり繁殖力も高いため、今後は被害の急速な拡大が懸念される。

また、国有林内での目撃数も増加しており、希少植物や昆虫への影響が懸念される。

④ヒヨドリ

令和6年度について、多数の飛来があり果樹類（ぼんかん・たんかん等）といも類（バレイショ）の食害で5,800万円以上の甚大な被害があった。

令和4年度は被害額11,616千円、令和5年度は被害額868千円となっており、飛来数（年度）によって被害額は大幅に増減するため、飛来数が多い年は抜本的な捕獲対策を検討し実施する必要がある。

⑤カラス

畜産農家や町営牧場の飼料等への食害や成牛・子牛に被害が発生している。また、果樹類への食害も増加傾向である。

一部生活圏においては、墓地の供え物等に被害が発生する等、島内全域で目撃情報が増加傾向にある。

⑥ノヤギ

口永良部島の放牧地を中心に牧草や家庭菜園等に食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
サル	21,219千円	14,853千円
シカ	7,231千円	5,062千円
タヌキ	1,234千円	864千円
ヒヨドリ	58,593千円	41,015千円
カラス	1,353千円	947千円
ノヤギ	894千円	626千円
合計	90,524千円	63,367千円

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
サル	14.84ha	10.39ha
シカ	5.10ha	3.57ha
タヌキ	0.90ha	0.63ha
ヒヨドリ	37.46ha	26.22ha
カラス	1.00ha	0.70ha
ノヤギ	4.14ha	2.90ha
合計	63.44ha	44.41ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○サルについては、果樹類を中心に農作物の食害が発生している。また、生活圏での人的被害が懸念されたため、箱わなの増設や巡視業務により捕獲の強化を図った。 シカについては、果樹類だけでなく、水稻等、年間を通して農作物	猟友会員の巡視や箱わなの増設により捕獲を実施しているが、罠にかからない個体への新たな捕獲対策を検討する必要がある。 国庫事業の活用によりシカの捕獲数はここ数年2,000頭前後とな

<p>の食害が発生しているため、国庫事業の活用により捕獲強化を図った。</p> <p>○タヌキについては、主に果樹への被害が発生しているほか、家庭菜園での食害やビニルハウスのマイカー線を食いちぎる等の被害が多発しているため、箱わなによる捕獲を行った。 国庫事業でR3年度に捕獲器を16基導入した。</p> <p>○ヒヨドリについては、飛来数が多い年に果樹類や野菜類に多大な食害が発生する。過去には銃器による捕獲を行ったことがあるが、被害の軽減には繋がらなかったため、サンテ・防鳥網の購入補助を行い、被害の軽減を図っている。</p> <p>○カラスについては、果樹類やいも類の食害に牛舎の飼料等への被害があり、箱罨や銃による捕獲のほか捕獲檻を設置し、捕獲を強化した。</p> <p>○ノヤギについては、口永良部島の牧草地や家庭菜園での食害が発生したため、くくり罨での捕獲を強化した。</p> <p>○国庫事業を活用し、新規狩猟免許受験者への事前講習会受講料の助成を行った。 (R4～R6年度＝19人) R4 1人 R5 7人</p>	<p>っている。被害も減少傾向にあるものの、推定生息数は減少しておらず、貴重な自然植生等の被害も発生しているため、引き続き捕獲強化を継続する必要がある。</p> <p>移入動物で繁殖力が強く、被害の拡大が懸念されるため、捕獲強化を継続する必要がある。 また、生活圏に寄せ付けないため環境整備を行う必要がある。</p> <p>効果的な捕獲方法は無く、サンテ・防鳥網による防除に徹しているが、購入費と設置費用は農家にとって大きな負担となっている。 ここ数年留鳥も増加傾向にあるため、新たな捕獲対策を検討する必要がある。</p> <p>捕獲だけでなく、寄せ付けない対策として被害地域周辺環境整備が必要。また、町内全域に生息しているため、新たな捕獲対策を検討する必要がある。</p> <p>繁殖力が強いことから、個体数の増加を防ぐため、捕獲強化を継続する必要がある。</p> <p>猟友会員の減少や高齢化による捕獲従事者の担い手不足対策。また、新規狩猟免許取得者に対しては、技術の向上及び安全対策の徹底を図る必要がある。</p>
---	--

	<p>R6 4人</p> <p>○町内2ヶ所のジビエ処理加工施設への搬入量は捕獲頭数の約30%で推移している。搬入量の増加に向け、猟友会へ施設搬入の呼びかけを行った。</p>	<p>シカの捕獲はほとんどが山間部周辺であるため、ジビエ処理加工施設への搬入が厳しい状況にある。施設への搬入量増加に向け、令和4年7月から、町単独事業の搬入補助金1頭あたり2,000円を4,000円に増額する等、猟友会との連携強化を図る。</p> <p>国庫事業を活用した捕獲強化に継続して取り組む必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>屋久島町では、有害鳥獣被害防止事業及び国・県の補助事業を活用し、侵入防止柵の整備を行った。</p> <p>R1 金網柵 4,400m R2 金網柵 4,800m R3 複合柵 2,700m R4 複合柵 800m (R1~4 農業農村整備事業)</p> <p>H28~R4 複合柵 24,133m (町単独事業：鈴岳畑総事業)</p>	<p>屋久島町においては、過去、各種事業を活用し、主要な地域に複合柵、シカ柵等を整備してきた。</p> <p>農家の高齢化・担い手不足により、既存の複合柵等の維持管理に支障を来している。</p> <p>研修会や地区の話し合い活動を推進し、地域が一体となって徹底した維持管理を実施し、農作物被害の軽減を図る必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>放棄地の放任果樹について土地所有者へ呼びかけ。</p>	<p>担い手の減少により、管理不足となっている農地が増加しており、該当地の放任果樹が課題となっている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで、電気柵等による侵入防止を中心とした被害防除対策及び国庫事業を活用した捕獲強化により、農産物被害については、台風や山地のエサも不作、大量のヒヨドリの飛来などにより被害が増加する年があるものの、長期的には被害は減少傾向である。サルについては、生活圏での目撃情報が増加傾向にあり人的被害が懸念される状況にある。また、山間部では希少植物等の被害が発生しているため、関係機関と連携した捕獲により、個体数調整を図る。

また、鳥獣被害対策協議会等において、より具体的な対策等について研究・協議を行い、効果的な侵入防止柵の整備や適正な管理等、地域が一体となった体制を構築する。

今後の計画

- ①地域住民の意識改革を促すため、広報誌への掲載や研修会による指導など、被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ②侵入防止柵の整備・適正管理と捕獲による両面で被害防止対策を推進する。
- ③狩猟免許取得への助成等により、捕獲に従事する後継者の育成を推進する。
- ④林野庁・環境省・鹿児島県といった関係機関と連携して、有害鳥獣の生息調査や捕獲活動により個体数調整を図る。また、スマートディア対策としてシャープシューティングを実施する。
- ⑤ジビエ処理加工施設・猟友会と連携し、ジビエ利活用の推進・拡大に向け取り組む。また、施設搬入量の増加に向けた新たな取り組みとして、令和4年7月から施設搬入補助金1頭2,000円を4,000円に増額した。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等からの農作物等の被害報告により集落区長から屋久島町に捕獲依頼がある。屋久島町で被害状況を調査後、猟友会(上屋久猟友会・屋久町猟友会)の地域毎に編成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、発生予察に基づき有害鳥獣捕獲を実施する。(隊員数:上屋久猟友会38人5班、屋久町猟友会37人1班)

また、捕獲体制の維持・継続を図るため新たな捕獲の担い手の育成や地域が一体となった効果的な捕獲体制づくりの取り組みを推進する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	サル シカ タヌキ ヒヨドリ カラス ノヤギ	生活圏でのサルの目撃情報が増加傾向にあるため、捕獲器・くくり罠を増設して捕獲の強化を図る。 猟友会と連携して安全な捕獲と地域住民の捕獲に対する理解を推進する。
令和9年度	サル シカ タヌキ ヒヨドリ カラス ノヤギ	猟友会と連携して捕獲従事者の確保・育成を推進するとともに、シカについては、国、県などの関係機関と連携して、山間部の希少生物の被害を防止するため、捕獲強化を推進し個体数調整を図る。
令和10年度	サル シカ タヌキ ヒヨドリ カラス ノヤギ	町内全域で鳥獣害対策の普及・啓発を進め、地域住民が一体となった捕獲・防止対策を推進する。 また、口永良部島において、ノヤギとシカの捕獲を継続するため、新規狩猟者の確保・育成を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>国庫事業を活用した捕獲強化の継続により、農産物被害については、台風や山地のエサも不作、大量のヒヨドリの飛来などにより被害が増加する年があるものの、長期的には被害は減少傾向である。</p> <p>果樹の収穫時期には南西部の集落から被害報告が寄せられ、被害地域の捕獲を集中的に行った。</p> <p>このような状況から、捕獲計画数については、下記の事由により設定し、被害</p>

報告の多い地区を中心にくくり罠を主とした捕獲を実施し、適正な個体数管理による被害の軽減に取り組む。

捕獲計画については、鳥獣被害対策協議会において、国・県の生息調査による推定生息数、農作物の被害状況、過去の捕獲状況等を勘案し、捕獲計画頭数を決定する。

① サル

令和4年度以降、捕獲計画頭数を800頭として設定し、過去3年間は平均して542頭を捕獲した。令和6年度においては、台風の影響により山地のエサが不足し農地への出没が増え、農作物被害が増加したものの令和5年度までは農作物被害は減少傾向であった。生活圏での目撃情報は町内全域で増加傾向のうえ、人への威嚇や人的被害の発生が懸念されるため、近年の農作物被害状況と平均捕獲頭数を勘案し、今期計画の年間捕獲頭数を800頭に設定する。

過去3年間の有害捕獲頭数（R4-533頭、R5-464頭、R6-630頭）

② シカ

令和4年度以降、捕獲計画頭数を3,500頭に設定し、過去3年間は平均して2,047頭を捕獲した。令和6年度においては、台風の影響により山地のエサが不足し農地への出没が増え、農作物被害が増加したものの令和5年度までは農作物被害は減少傾向であった。国・県の生息調査によると、いまだ約1万5千頭前後が生息すると推定されており、捕獲圧を緩めると個体数増加が懸念されることから、適正な個体数の調整を図るため、近年の農作物被害状況と平均捕獲頭数を勘案し、今期計画の年間捕獲頭数を3,000頭に設定する。

過去3年間の有害捕獲頭数（R4-2,200頭、R5-2,075頭、R6-1,868頭）

③ タヌキ

令和4年度以降、捕獲計画頭数を600頭に設定し、過去3年間は平均して403頭を捕獲した。果樹類（ぼんかん・たんかん）の食害のほか、家庭菜園やビニルハウスのマイカー線を食いちぎる等の被害が多発している。繁殖力が強く島内全域で目撃情報が報告されていることから、急激な生息頭数の増加が懸念されるため、今期計画の年間捕獲頭数を600頭に設定する。

過去3年間の有害捕獲頭数（R4-357頭、R5-345頭、R6-508頭）

④ ヒヨドリ

令和4年度以降、捕獲計画羽数を1,000羽に設定していたが、有効な捕獲対策は無く、捕獲補助金も廃止したため捕獲実績は無し。

通常捕獲（銃）による被害防止は効果が無いため、サンテ・防鳥網等に購入助成を行い被害防除に徹している。今期の計画は1,000羽に設定する。

過去3年間の有害捕獲羽数（R4-0羽、R5-0羽、R6-0羽）

※ ヒヨドリ被害については、年によって突発的な大量の飛来で甚大な被害が発生する。有効な捕獲対策が無い場合、サンテ・防鳥網による防除が最も効果的な手法であるが、サンテ・防鳥網の購入費と設置に係る費用（人件費）は高額な費用負担を伴うため、営農意欲の低下を招く恐れがある。

⑤ カラス

令和4年度以降、捕獲計画羽数を500羽に設定し、過去3年間は平均して約153羽を捕獲した。令和4年度以降、島内全域で多数の群れが発生するなど、畜産農家や一部の集落から捕獲要望は絶えない状況である。

令和1年度から町の捕獲補助金を増額、令和3年度には捕獲器2基を増設（計4基）し捕獲の強化を図っており、今期計画の年間捕獲羽数500羽に設定する。

過去3年間の有害捕獲羽数（R4-150羽、R5-89羽、R6-220羽）

⑥ノヤギ

令和4年度以降、捕獲計画頭数を200頭に設定し、過去3年間は平均して約119頭を捕獲した。牧場の飼料作物や家庭菜園への被害がある。繁殖力が強く捕獲圧を継続する必要があるため、今期計画の年間捕獲頭数を200頭に設定する。

過去3年間の有害捕獲頭数（R4-102頭、R5-153頭、R6-103頭）

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル	800	800	800
シカ	3,000	3,000	3,000
タヌキ	600	600	600
ヒヨドリ	1,000	1,000	1,000
カラス	500	500	500
ノヤギ	200	200	200

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・捕獲器等を使用して4月1日から翌年3月31日まで、サル・シカ・タヌキ・カラス・ノヤギを対象として捕獲を行う。 ヒヨドリについては、銃器を使用して4月1日から翌年3月31日まで捕獲を行う。 対象区域は屋久島町全域とし、猟友会が実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>国有林付近に生息し、捕獲器に慣れ、捕獲が困難になっているスマートディアへの対策として、令和3年度よりシャープシューティングによる計画捕獲を実施。令和5年～6年度については待ち伏せ型の捕獲を実施した。(環境省)</p> <p>R4-0頭、R5-4頭、R6-1頭</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル・シカ	計画なし	計画なし	計画なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル・シカ	地域住民が集落ぐるみで侵入防止策の適切な管理体制の確	地域住民が集落ぐるみで侵入防止策の適切な管理体	地域住民が集落ぐるみで侵入防止策の適切な管理体制の確

	立に取り組む。一部の集落では柵の設置当初から年2回集落ぐるみで電気柵の維持管理と支障木の撤去作業を実施して模範的な維持管理がなされている。他の集落においても同様な維持管理に向けて取り組む。	制の確立に取り組む。一部の集落では柵の設置当初から年2回集落ぐるみで電気柵の維持管理と支障木の撤去作業を実施して模範的な維持管理がなされている。他の集落においても同様な維持管理に向けて取り組む。	立に取り組む。一部の集落では柵の設置当初から年2回集落ぐるみで電気柵の維持管理と支障木の撤去作業を実施して模範的な維持管理がなされている。他の集落においても同様な維持管理に向けて取り組む。
--	--	---	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	サル シカ タヌキ カラス ヒヨドリ ノヤギ	地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組み、鳥獣被害を未然に防ぐための環境整備を推進する。 そのために農家個々による被害対策だけでなく、集落ぐるみで追い払いや侵入防止柵等の適切な維持管理を行う体制の確立に取り組む。 また、広報誌等を活用して、町民に対する普及・啓発を行う。(実施予定：町内全域)
令和9年度	サル シカ タヌキ カラス ヒヨドリ ノヤギ	地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組み、鳥獣被害を未然に防ぐための環境整備を推進する。 そのために農家個々による被害対策だけでなく、集落ぐるみで追い払いや侵入防止柵等の適切な維持管理を行う体制の確立に取り組む。 また、広報誌等を活用して、町民に対する普及・啓発を行う。(実施予定：町内全域)
令和10年度	サル シカ タヌキ カラス ヒヨドリ ノヤギ	地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組み、鳥獣被害を未然に防ぐための環境整備を推進する。 そのために農家個々による被害対策だけでなく、集落ぐるみで追い払いや侵入防止柵等の適切な維持管理を行う体制の確立に取り組む。 また、広報誌等を活用して、町民に対する普及・啓発を行う。(実施予定：町内全域)

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

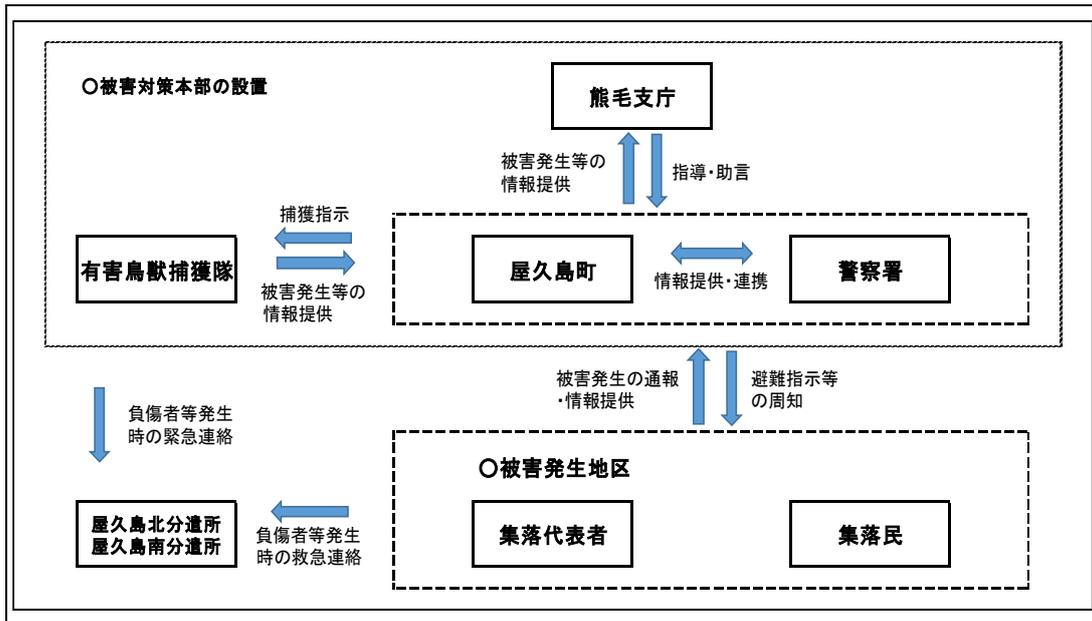
関係機関等の名称	役割
屋久島町	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策本部の設置 ・各種被害の情報収集 ・町民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
熊毛支庁屋久島事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
屋久島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・町民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の町への情報提供
熊毛地区消防組合 屋久島北分遣所 屋久島南分遣所	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等発生時の救急車の出動
屋久島町有害鳥獣捕獲隊（猟友会）	<ul style="list-style-type: none"> ・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
集落区長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体については、ジビエ等、利用できるものを除くと、すべて埋設処理をしているのが現状である。捕獲頭数の約70%を山中に埋設しており、環境に対する負荷は増加傾向にあるため、捕獲個体の資源（ジビエ等）として利用の促進等、埋設数を減らす取り組みを推進し環境負荷の軽減を図る。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	精肉及び加工品等を島内外の飲食店や物産館への販路拡大を図る。
ペットフード	ペットフードの加工により、可能な限り捕獲個体を資源として利用するための取り組みを推進し環境負荷の軽減を図る。
皮革	皮革の加工により、可能な限り捕獲個体を資源として利用するための取り組みを推進し環境負荷の軽減を図る。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術)	骨製品、角製品の加工により、可能な限り捕獲個体を資源として利用するための取り組みを推進し環境負荷の軽減を図る。

研究等)	
------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

平成25年度以前、シカについては捕獲者が食肉として自家使用していたが、平成26年度と平成29年度にジビエ処理加工施設が整備されたことにより、飲食店等での流通が可能となった。

ここ数年、捕獲頭数の減少傾向に伴い、加工施設への搬入も減少傾向にあるため、施設搬入補助金を1頭あたり2,000円増額するとともに、猟友会と加工施設の連携強化により、加工施設への搬入頭数の増加を図る。

【目標処理頭数】 (単位：頭)

対象鳥獣	現状	目標処理頭数		
	R6年度	R8年度	R9年度	R10年度
シカ	531	600	600	600

令和6年度の処理頭数を現状値とするが、R2年度からR3年度にかけて大幅に捕獲頭数が減少したことが要因で処理頭数も減少している。

R8年度の目標頭数はR4からR6年度の搬入実績と島内2か所のジビエ処理加工施設のうち、1施設が休業中で再開のめどが立っていないことを勘案し設定した。

(参考)

施設名	R2	R3	R4	R5	R6
ヤクニク屋	399	267	193	193	42
屋久島ジビエ加工センター	382	440	497	337	489
計	781	707	690	530	531

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ処理加工が適切に実施されるよう国産ジビエ認証の取得や研修会、衛生管理講習会を実施し、処理技術及び衛生管理レベルの向上に繋げる。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	屋久島町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
屋久島町産業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整
屋久島町議会産業厚生常任委員会	有害鳥獣対策に対する議会との連絡・調整
屋久島森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
屋久島町区長連絡協議会	集落内の有害鳥獣関連情報の提供
上屋久猟友会 屋久町猟友会	有害鳥獣捕獲の従事
熊毛支庁屋久島事務所農林普及課	有害鳥獣関連情報の提供・対策指導
屋久島町茶業振興会	町内茶業の有害鳥獣関連情報の提供
種子屋久農業協同組合 JA種子屋久屋久島地区果樹部会 JA種子屋久屋久島地区野菜部会	町内農業の有害鳥獣関連情報の提供
屋久島町鳥獣保護管理員	有害鳥獣の生息状況等の情報提供
食肉処理加工施設代者 (ヤクニ屋、屋久島ジビエ加工センター)	ジビエの利活用に関する情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
屋久島森林管理署	国有林内捕獲に係る調整及び生息調査・生態調査等に関する情報提供
環境省屋久島自然保護官事務所	生息調査・生態調査等に関する情報提供
鹿児島県自然保護課	生息調査・生態調査等に関する情報提供
屋久島保健所	ジビエ利活用に関する指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員を中心とした捕獲等に従事できる鳥獣被害対策実施隊とする。
設置年月日：平成25年5月31日
構成：町職員5人（うち狩猟免許保持者1人）
活動内容：追い払い活動, 捕獲わなの設置, 捕獲, 被害調査
民間隊員の設置を検討する。
また、被害防止対策として、侵入防止柵の管理や追い払い等の対策を普及・啓発する取り組みも実施し、有害鳥獣による総合的な被害軽減等についての対策を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防除については、野生鳥獣の生息場所となる荒廃農地の解消等、地域全体で取り組む必要があることから、被害防止施策の啓発を図るとともに、屋久島町鳥獣被害対策協議会と連携して野生鳥獣が生活圏に侵入してこないような普及・啓発及び防除作業を実施する。
有害捕獲の担い手を育成するための、免許取得者への講習会の支援など、実施体制の充実を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、屋久島町鳥獣被害対策協議会を中心に、関係機関（国・県）と連携を図り情報を共有することで、効率的且つ効果的な被害防止施策を検討し実施する。また、共同での講演会・情報交換会・現地研修会等を積極的に開催する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成20年度（1期）	平成20年12月11日
平成23年度（2期）	平成24年 3月29日
平成25年度（2期変更）	平成25年 4月 1日
平成25年度（3期）	平成26年 3月31日
平成26年度（3期変更）	平成27年 1月20日
平成28年度（4期）	平成29年 3月29日
平成30年度（4期変更）	平成31年 3月28日
令和 元年度（5期）	令和 2年 3月31日
令和 4年度（6期）	令和 5年 3月28日
令和 7年度（7期）	令和 8年 3月26日